

令和6年11月11日
清掃・リサイクル部
玉川清掃事務所

自動車事故の発生について

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和6年10月23日(水) 午前7時55分頃(天気:晴れ)
- (2) 発生場所 世田谷区内
- (3) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という)玉川清掃事務所の職員が運転する軽四輪貨物車がふれあい指導業務で移動中、前方を走行中の乙車両が信号のないT字路を左折しようとしたため、一時停止した。その後乙車両が後退を始め、停止する様子がないため、危険を回避しようとして右にハンドルを切ったが、間に合わず乙車両と接触した。
本件事故は、事故内容から区は無過失と確定した。
- (4) 相手方等 別紙のとおり

2 事後の対応

- (1) 事故発生後、乙とは誠実かつ公正に示談交渉を行った結果、乙側の過失を10割として確定した。今後示談書を取り交わす予定である。
- (2) 本件事故を踏まえ、車間距離は余裕を持って確保すること、危険を回避するために必要と判断した場合にはクラクションを使用することも可能なこと等、清掃事務所全職員に対して改めて安全運転の徹底を指導した。今後も事故防止に向けて、継続して職員への指導を行っていく。